

## 教育福祉委員会委員長報告書

令和7年12月17日

教育福祉委員会に付託されました案件は議案17件、陳情4件であります。そのうち陳情第24号「多子世帯の保育料負担軽減」を求める陳情書については、継続審査の申し出をしておりますので、それ以外の議案17件、陳情3件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第25号「保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める旨の意見書の国への提出を求めるものです。

初めに、当局より、

令和7年7月時点の本市の保育士配置状況は、小規模保育事業所を除く私立78施設では、3歳児については100%、4・5歳児については97.4%が引き上げ基準を満たしており、市内保育施設ではほぼ対応できているものと考えています。本年度から始まった1歳児の配置改善については、小規模保育事業所を含む私立98園のうち55.1%、54施設が引き上げ基準を満たしており、初年度としては比較的対応されているものと考えています。全年齢における更なる配置基準の改善については、令和4年度の陳情と同様の見解となりますが、配置基準を引き上げた場合は、保育の質の向上には寄与しますが、保育士数が変わらなければ1施設が受け入れられる児童数が減少し、また、児童の受入れ数を変えなければ、引き上げられる配置基準を満たすために保育士確保の課題が発生します。配置基準の引き上げの際には、保育士確保や処遇改善、入所定員の確保などに対する支援も合わせた総合的な改善が必要であるとと考えています。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

経過措置の撤廃については、流山市では、配置基準の引き上げに努力されており、3歳児から5歳児はほぼ配置基準の引き上げができてい

が、他市他県で経過措置がないと保育士が足りない場合、預かれないお子さんが出てしまい混乱を招いてしまう。加算要件をなくすことについては、保育士の勤続年数が平均10年以上の条件がなくなり、経験の少ない保育士だけとなってしまう場合が出てきてしまう。

## 2 不採択の立場で討論する。

本陳情の趣旨である「保育の質の向上」については、極めて重要な視点であり、その必要性について深く理解している。国が今回、配置基準の改善に向けた方向性を示したことは、こどもたちの育ちを支えるうえで大きな一歩であり、将来的に目指すべき姿であると認識している。しかし、国は人材確保や施設整備、財源の見通しを踏まえ、一定の経過措置期間を設けているのは、自治体が無理なく基準に対応できるよう、十分な準備を進めるためである。

一方、本市は人口増が著しく、保育需要が非常に高い状況にある中で国の予定よりも早く配置基準を引き上げれば、必要な保育士数がさらに増え、確保できない場合には定員縮小や待機児童の発生につながる可能性がある。

保育の質を高めたいという思いは理解するが、量の確保が損なわれ結果として保育を受けられないこどもが増える状況を招くことは、本市の子育て支援にとって本末転倒である。また、現場の保育士の確保や財政的裏付けなど、国全体で制度を整える段階にある中で、前倒しを求めることが、実現可能性の観点からも適切であるとは言えない。

まずは国の経過措置期間を活かしつつ、人材確保や環境整備、現場への支援を着実に進めることが、本市のこどもと保護者のために最も合理的な対応であると考えている。

## 3 採択の立場で討論する。

保育士・保護者の運動が実り、2024年度から保育士1人が担当するこどもの人数の基準が4歳児・5歳児は30人から25人、3歳児は20人から15人に改善されたが、保育士からは「人手が足りず、子どもに我慢を強いて、満足できる保育ができず辞めていく保育士がいる」という声や「業務も忙しく、休憩も取れず、余裕がなく疲弊している」という声があがっており、政治の取り組みの遅れにより、現場の実態は深刻さが続いているにもかかわらず、政府はこども未来戦略で「当分の間は従前の基準により、運営することも妨げない」として、期限の定め

がない経過措置を続けている。

死亡などの重大事故が2015年から2022年の間だけでも、全国で約4.8倍増大しており、配置基準の改善を先送りしていいわけがなく、「当分の間」というのは本当に短い期間でなければならない。国に対して、この意見書の提出を望むことは至極当然のことである。

がありました。

採決の結果、3対4をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第26号「保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める旨の意見書の国への提出を求めるものです。

初めに、当局より、

今年3月のこども家庭庁「子ども・子育て支援等分科会」の資料では、「他の経営主体とのイコールフットイング（競争条件の公平性）の観点から、平成18年に高齢者関係の施設・事業、平成28年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について公費助成が廃止されたが、保育所等については、他の経営主体の参入が大きく進んでいる状況になく、令和8年度までに改めて結論を得る。」とされており、基本的に、国・県により適切に判断するべきものと考えています。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

#### 1 不採択の立場で討論する。

保育現場の安定した人材確保が重要であることは理解するが、退職手当共済制度の公費助成については、現在、国において方向性が定まっていない状況にある中で、意見書を提出することは適切ではないと考える。

#### 2 不採択の立場で討論する。

社会福祉法人だけが国や県からの助成を受け3分の1の負担であり、株式会社は3分の3である。そして、社会福祉法人の高齢者施設に勤務した人、障害者施設に勤務した人の退職金の公費助成は、平成18年と平成28年に廃止をしている。国の2026年度までの結論を待ちたいと思う。

#### 3 不採択の立場で討論する。

国の方針として、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットィングの観点及びこども未来戦略に基づく保育人材確保の状況等を踏まえて、更に検討を加え、令和8年度までに改めて結論を得ることとするの方針が示されており、この方針を尊重すべきと捉える。

#### 4 採択の立場で討論する。

福祉・保育業界の賃金は、前年度比1万円強アップしたものの、いまだ全産業との賃金格差は8万円弱の開きがあり、格差は縮まるどころか拡大している。この問題は、福祉や保育業界が作り出した問題ではなく政治の責任であって、依然として人手不足が深刻な課題となっている。

この制度の公費助成が廃止されれば、退職金の基礎となる基本給が安いことに伴う退職金の低い水準を公費で底上げすることができず、早期離職や、福祉・保育業界は就職先の選択肢から外されるなど、人材確保がさらに困難になるのは明らかである。

また、保育の質が低下するとの懸念の声もあがっており、こども達一人ひとりの命と安全を守り、発達を保障するためにも公費助成は不可欠である。

がありました。

採決の結果、2対4をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第28号「生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決に基づき、全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書の国への提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決に基づき、全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める旨の意見書の国への提出を求めるものです。

初めに、当局より、

陳情項目1については、国は平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた対応について、本年11月18日に社会保障審議会生活保護基準部会の下に設置した「最高裁判決への対応に関する専門委員会」において報告書がとりまとめられるとともに、同日「最高裁判決への対応に関する国と地方の協議」を開催し、最高裁判決を踏まえた追加給付を行う場合の対応について意見交換を行ったところです。また、11月21日、国は「社会保障審議会生活保護基準部会最高裁判決への

対応に関する専門委員会報告書等を踏まえた対応の方向性」について公表を行い、追加給付等の方向性として、生活保護法第8条第2項の規定や第2条の規定による無差別平等原則を踏まえて、原告・原告以外を区別せず、消費実態に基づいた調整マイナス2.49%の水準で一律に実施する、原告については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一次的解決の要請を踏まえ、消費実態に基づいた調整を実施しない水準となるよう、予算措置により、保護費に代えて、これに相当する特別給付金を支給する、という案が示されました。今後、国は最終方針を取りまとめ、対象範囲、支給方法、遡及期間、必要手続などを明確化することから、本市としては、方針の通知があり次第、それに則り対応してまいります。

陳情項目2については、専門委員会の報告書の中で、生活保護と同様の給付を行っているような制度は同様な対応を取ることとしています。

陳情項目1と同様、今後、国の方針通知に則り、適切に対応してまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 採択の立場で討論する。

2025年6月27日、「いのちのとりで裁判」において最高裁判所は、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲を逸脱、濫用があり違法、として、保護基準の大幅引き下げを理由とする2013年から2015年にかけての保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡したにもかかわらず、厚生労働省は、引き下げ前にさかのぼって全利用者に対し、改めて2.49%を減額する基準の再改定を行う方針を決定した。

減額で生じる差額分を原告と原告以外の当時の利用者に給付し、原告に限って追加の「特別給付金」を支給するとしているが、結局、利用者がもらえるはずの保護費を使って支払うため、生活保護利用者の間に分断を持ち込むことにもつながり、国は、最高裁判決を軽視していると言わざるを得ない。生活保護の無差別平等原則を投げ捨て、利用者を区別した取り扱いをすることは、国の無反省さには怒りを覚える。

また、生活保護基準の引き下げは、就学援助などと連動しているほか、地方税の非課税基準、国民健康保険料・介護保険料の減免、一部負担金の減免、最低賃金、保育料など様々な社会保障制度に関係するため、利

用者だけでなく、国民・市民生活全体に影響を及ぼす。つまり、今回、十分な根拠を持たず、一方的な生活保護基準引き下げは、生活保護利用者以外にも、国民・市民全てが被害者であり、生活保護の事務を任せられ、市民の苦しい生活に胸を痛めてきた流山市職員も被害者である。国は、全ての当事者への全額補償をするべきである。

## 2 不採択の立場で討論する。

最高裁が生活保護基準引き下げの決定過程に問題があったと判断したことは、国の制度運用において重要な指摘であると認識している。しかし、本陳情で求めている「すべての生活保護利用者への謝罪」や「被害回復の措置」については、最高裁判決が直ちにそこまで求めているとは言えない。

国では専門委員会で対応方針の議論が続いている段階であり、現時点で意見書提出については、慎重であるべきと考える。

がありました。

採決の結果、1対5をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第93号「流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、リニューアル工事を行っている江戸川台小学校及び東小学校では、調理場に必要とされる衛生管理体制に準拠した施設建設用地を学校敷地内に確保することが困難なことから、八木南小学校及び東小学校の給食を調理する八木南共同調理場と、おおぐろの森中学校及び江戸川台小学校の給食を調理するおおぐろの森調理場を加えるよう改正するものです。

審査の過程における討論として、

### 1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

本案は、給食調理場の感染予防など安心安全を高めるためHACCP基準の対応を進めようとするもので、質疑から江戸川台小学校や東小学校調理場で働く人は他校の調理場で働くこと、使わなくなった調理器具は他の学校からの要望を聞きながら利用を決定することを確認した。共同調理場から運ばれてきた給食を試食したが、温かくとても美味しかった。給食は、成長過程にいるこどもたちの何よりも楽しみであり、体を作る大切な栄養であることから、安心して安全な給食提供にこれからも努めること、共同調理場の給食提供に代わるときのスムーズな移行を要望

する。

## 2 反対の立場で討論する。

長い歴史を振り返ると、市民や行政、学校関係者の粘り強い運動で、流山市の学校給食は素晴らしい歴史を辿ってきた。やむを得ないとして、親子方式も導入してきたが、基本は自校直営方式で、こども達においしい給食を提供してきた歴史がある。それは、流山市の教育行政の素晴らしい点の一つだと評価してきた。

今回、老朽校舎のリニューアル工事と引き換えに、給食調理場廃止という結論に至ったというのは、今まで尽力されてきた市民、元PTA、学校関係者、教育委員会、議会の歴代の先輩方、歴代の市長、教育長が聞いたらどう思うか。おおぐろの森中学校の生徒数の増加によっては、江戸川台小学校の給食が作れなくなる可能性もあり、こども達が調理過程に接する機会が失われることは食育の観点からも大きな損失である。

本議案では、江戸川台小学校と東小学校の給食調理場を廃止することになっているが、昭和40年代、50年代に建てられた学校がまだまだ数多く残っており、そのほとんどの学校の給食調理場は廃止する方向で考えられている。今後、老朽校舎のリニューアル工事と給食調理場の廃止を一体で進めていく、ということが既定路線になりかねない。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第102号「指定管理者の指定について（おおぐろの森小学校区学童クラブ）」について報告します。

本案は、おおぐろの森小学校区学童クラブの指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

### 1 1点指摘し、反対の立場で討論する。

我が党は、指定管理者制度そのものに反対している。特に、株式会社の指定管理には反対である。こどもの命を預かる学童クラブは、市直営で運営すべきだと指摘する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第91号「流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」及び議案第92号「流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の以上2件は関連がありますことから、一括して審査しました。

一括審査した議案2件については、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等により各事業の基準府令が一部改正されたことから、議案第91号では3つ、議案第92号では1つの条例を改正するものです。

審査の過程における討論として、

1 両案に賛成の立場で討論する。

議案第91号では、本市は保育士配置基準の引き上げにも努力しているが、保育士確保に苦慮している。そこで「地域限定保育士」を条例に加えることは良いことだと認識している。質疑から保育士と地域限定保育士の働く上での違いはないとのことを確認し、そして乳幼児健康診査を保育所等の健康診断の代替とできることも何ら問題はない。

議案第92号では、質疑により地域限定保育士の追加や放課後児童支援員の資格の経過措置を当分の間とした理由が、児童の需要の人員体制を整えるための時間と確認できたため了承できる。

2 1点指摘し、両案に反対の立場で討論する。

地域限定保育士は、資格登録後3年間は勤務地が限定され、千葉県が実施とのことであり、本市の保育士不足の解消につながるかどうかは大いに疑問である。また、保育の最大の課題は人手不足と認識しているが、「養成学校に通う必要はない」「実技試験は免除する」といった資格取得のハードルを下げてまで保育士を確保するというやり方は、保育の質の低下につながるおそれがある。資格取得の緩和ではなく、保育士の処遇改善に力を注ぐべきだと指摘する。

がありました。

採決の結果、議案第91号及び議案第92号の以上2件は、いずれも5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第101号「指定管理者の指定について（流山市おおたか

の森児童センター) 」について報告します。

本案は、流山市おおたかの森児童センターの指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

指定管理者が変わるが、これまでほとんど利用されていなかった調理活動室が利用されること、こどもが急増している地域であることから、地域みんなで育む子育てが実現できるよう、基本仕様にある「循環型支援を念頭に置いたソーシャルキャピタルの構築」にしっかり従事することを要望する。

2 1点指摘し、反対の立場で討論する。

我が党は、指定管理者制度そのものに反対している。特に、株式会社の指定管理には反対である。公共施設は直営で運営すべきだと指摘する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第97号「指定管理者の指定について（流山市赤城福祉会館）」について報告します。

本案は、新たに指定管理者制度を導入する流山市赤城福祉会館の指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘し、反対の立場で討論する。

我が党は、指定管理者制度そのものに反対している。特に、株式会社の指定管理には反対である。公共施設は直営で運営すべきだと指摘する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第94号「指定管理者の指定について（流山市流山福祉会館）」、議案第95号「指定管理者の指定について（流山市西深井福祉会館、流山市南福祉会館、流山市名都借福祉会館及び流山市平和台福祉会館）」及び議案第98号「指定管理者の指定について（流山市下花輪福祉会館）」の以上3件は関連がありますことから、一括して審査しました。

これらの議案は、議案第94号では流山市流山福祉会館、議案第95号では流山市西深井福祉会館、流山市南福祉会館、流山市名都借福祉会館及び流山市平和台福祉会館、議案第98号では流山市下花輪福祉会館それぞれの指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第94号、議案第95号及び議案第98号の以上3件は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第96号「指定管理者の指定について（流山市東深井福祉会館）」について報告します。

本案は、流山市東深井福祉会館の指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第100号「指定管理者の指定について（流山市心身障害者福祉作業所さつき園）」について報告します。

本案は、流山市心身障害者福祉作業所さつき園の指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第90号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に

ついて」について報告します。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正されることに伴い、引用条文の改正が必要な条例を整理するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第99号「指定管理者の指定について（流山市地域福祉センター）」について報告します。

本案は、流山市地域福祉センターの指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第89号「令和7年度流山市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について報告します。

本案は、介護保険料賦課徴収事業の後納郵便料や保険給付費の介護サービスの利用件数が当初の見込みを上回ること、介護保険介護給付費準備基金の積立金の追加により増額するなど所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ4,895万1千円を追加し、154億9,661万3千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第103号「指定管理者の指定について（流山市生涯学習センター）」について報告します。

本案は、流山市生涯学習センターの指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

我が党は、株式会社の指定管理には一律で反対しているが、この指定

管理者については、東日本大震災の時に避難所を開設し被災者支援をしたり、好評な自主事業の取組をしたり、随時、様々な市の行事に深く関わるなど、献身的な取組を行っていることは評価する。

ただ、株式会社は市民の福祉の増進のためにある公共施設で得られた利益は、市民にではなく株主への配当に回るのが優先されると考える。

2 賛成の立場で討論する。

様々な団体が利用している流山市生涯学習センターであり、Wi-Fiの設置についてしっかりと対応することを要望する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第104号「指定管理者の指定について（流山市コミュニティプラザ、江戸川河川敷緑地野球場、流山市民プール、北部市民プール、流山市北部柔道場、流山市南部柔道場、流山市流山スポーツフィールド及び流山市東部スポーツフィールド）」について報告します。

本案は、流山市コミュニティプラザ、江戸川河川敷緑地野球場、流山市民プール、北部市民プール、流山市北部柔道場、流山市南部柔道場、流山市流山スポーツフィールド及び流山市東部スポーツフィールドの指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

8スポーツ施設を新しい指定管理者とするが、スポーツフィールドにおいては、草刈りやグラウンドの凹凸整備のなど整備に課題があったことから、改善のため担当課と指定管理者と一緒に定期点検を行い整備状況をチェックすることを要望する。

2 反対の立場で討論する。

我が党は、指定管理者制度そのものに反対している。特に、株式会社の指定管理は反対する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第105号「指定管理者の指定について（一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明）」について報告します。

本案は、一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明の指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘し、賛成の立場で討論する。

本件がプロポーザル方式で、事業者の提案内容を比較検討した上で選定が行われたことは、運営の質を高める観点から評価する。また、地域に根差した事業者による継続的な運営は、市民にとっても安心できる。

一方で、仕様書の変更がごく限定的であったこと、そして“面としての保存活用”という視点が十分に盛り込まれていなかったことは課題と考える。文化財保存活用地域計画が示すとおり、流山本町の文化財は単体ではなく、地域一体で活かすことで価値が生まれる。市内には流山本町に係るプロジェクトチームがあるが、今回議論はなく仕様書に反映されていない。仕様書はまちのストーリーを形にする入口であり、次期仕様の作成にあたっては、横断的協議を必ず行い、文化財と観光の両面から“面的なまちづくり”を反映させること。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

歴史文化の醸成の推進のためさまざまな団体との連携やライトアップの他、メディアを使った広報にも努めていることを質疑で確認した。これからも流山本町全体の歴史文化の醸成の推進と発信に努められたい。

3 反対の立場で討論する。

我が党は、指定管理者制度そのものに反対している。特に、株式会社の指定管理には反対する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上